

伊万里市食のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、伊万里市食のまちづくり宣言(平成17年2月26日)及び食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)に基づき、正しい食習慣の普及及び健康増進並びに関連産業の振興を図るため、伊万里市における「早寝早起き朝ごはん」運動(以下「朝ごはん運動」という。)をはじめとした食育推進についての基本方針を定め、総合的かつ計画的に食のまちづくりを推進し、健康長寿の元気なまちを目指すことを目的とする。

(基本方針)

第2条 市は、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育への理解を広め、市民の健康を守るため、市民、関係機関及び関係団体と一体となって朝ごはん運動に取り組み、次に掲げる事項を中心に豊かなふるさとの食を活かしたまちづくりを推進する。

- (1) 朝ごはん運動の推進
- (2) 食生活の改善
- (3) 食文化の継承
- (4) 安全及び安心な農産物の供給
- (5) 地域生産及び地域消費(以下「地産地消」という。)の推進
- (6) 食に関わる産業の振興

(市の役割)

第3条 市は、基本方針に基づき、伊万里市食のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)に掲げる施策を実施するとともに、法に基づく伊万里市食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、市民、関係機関及び関係団体と相互に連携し、食育を進めるため必要な措置を講じなければならない。

(関係機関の役割)

第4条 関係機関は、食育の推進に果たすべき役割を踏まえ、その責任を自覚し、主体的かつ積極的に食のまちづくりに取り組むものとする。

2 関係機関は、推進計画及び基本計画に掲げる事業の実施に努めるものとする。

3 関係機関のうち教育機関にあつては、前2項に規定するもののほか、教育の場を通じた朝ごはん運動の拡大及び定着等一連の食育推進事業による教育に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、食のまちづくりに関する関心を高め、理解を深めるため、あらゆる機会や場所を利用して、朝ごはん運動に関する活動を自ら進んで行うよう努めるとともに、推進計画に掲げる事業に協力するものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母等の保護者は、子どもの食育の推進について家庭が果たすべき役割と責任を自覚し、主体的かつ積極的に朝ごはん運動の実践に取り組むものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、命を支える食に関する正しい知識の習得と感謝の気持ちを養い、健全な食生活の実践に努めるとともに食のまちづくりの推進に理解を示し、協力するものとする。

2 市民は、市、関係機関及び関係団体が実施する朝ごはん運動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第8条 市は、安全で安心な食による健康増進を図るため、地産地消を推進するなど食に関わる産業の育成に努めなければならない。

2 市は、学校給食等の場において、できるだけ市内産食材の使用を促進するものとする。

(ふるさと料理の継承)

第9条 市は、市民の食への関心を高めるため、市内産や旬の食材を使用したふるさと料理の継承及び普及を行うとともに、生産現場と消費者の交流を推進するものとする。

(食のまちづくり月間)

第10条 市は、朝ごはん運動を始めとした継続的な食育を進めるため、食のまちづくり月間(以下「食月間」という。)を設ける。

2 食月間は2月とする。

(推進会議の設置)

第11条 市は、朝ごはん運動を中心とした食育活動や食育推進事業の展開により、食のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、関係機関、関係団体及び市民からなる伊万里市食のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、会長、副会長及び会員35人以内で組織する。

3 会長は市長をもって充て、副会長は関係機関及び関係団体等の代表者のうちから市長が任命する者をもって充てる。

4 副会長及び会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充による副会長及び会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 推進計画及び基本計画の進行管理

(2) 朝ごはん運動など食育推進を始めとした食のまちづくりに係る施策の総合的な調整

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。